

商標権	判決年月日	令和5年11月30日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和5年(行ケ)第10063号		
○ 「VENTURE」の文字を標準文字で表してなる本願商標は、中央上部に筆文字風の書体による「遊」の漢字を大きく配し、底辺部にゴシック体風の書体による「VENTURE」の欧文字を配した構成からなる結合商標である引用商標と類似せず、本願商標が商標法4条1項11号に該当するとはいえないとされた事例				

(事件類型) 審決取消 (結論) 認容

(関連条文) 商標法4条1項11号

(関連する権利番号等) 商願2020-128329号、不服2022-8509号

判 決 要 旨

1 原告は、「VENTURE」の文字を標準文字で表してなる本願商標について、第25類「被服」その他を指定商品として、登録出願をしたが、拒絶査定を受けたので、拒絶査定不服審判を請求した。

特許庁は、本願商標は、本願の出願日前の商標登録出願に係る下記登録商標(引用商標)と類似する商標であり、本願商標の指定商品中第25類「被服、作業服、ズボン及びパンツ、帽子、ラッシュガード」は、引用商標の指定商品第25類「被服」と同一又は類似の商品であるから、本願商標は、商標法4条1項11号に該当し、登録することができないとして、審判請求を不成立とする審決をした。

【引用商標】



2 本判決は、以下のとおり、本願商標は商標法4条1項11号に該当しないとして、上記審決を取り消した。

(1) 商標法4条1項11号に係る商標の類否は、同一又は類似の商品又は役務に使用された商標が、その外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して、その商品又は役務に係る取引の実情を踏まえつつ全体的に考察すべきものであり、複数の構成部分を組み合わせた結合商標と解されるものについて、商標の構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商

標と比較して商標そのものの類否を判断することは、①その部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、②それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合、③商標の外観等に照らし、商標全体としての構成上の一体性が希薄で、取引者、需要者がこれを分離して理解し、その一部を略称等として認識する結果、当該構成部分が独立した出所識別標識としての機能を果たすと考えられる場合などを除き、許されないというべきである。なお、上記③で例示する場合においては、分離された各構成部分の全てが当然に要部（分離・抽出して類否判断を行うことが許される構成部分）となるものではない。

（２）引用商標は、中央上部に筆文字風の書体による「遊」の漢字を大きく配し、底辺部にゴシック体風の書体による「VENTURE」の欧文字を配した構成からなる結合商標である。

「遊」の文字は、「VENTURE」を構成する各文字よりも縦横とも約５倍の大きさと、面積にして約２５倍相当であり、「遊」の文字と「VENTURE」文字部分全体の面積を比較しても、前者が後者の約３．５倍ということになり、「遊」の文字部分は「VENTURE」の文字部分に対して大きさの上で圧倒的な存在感を示している。

「遊」の文字の書体は、勢いのある行書の筆文字風であり、その語義と相まって、看者に躍動感と趣味感を感じさせる書体であるのに対し、「VENTURE」は、太目の文字をわずかに右に傾けたゴシック体風の書体という以上の特徴はみられない。

「遊」の文字部分は、中央上部に配置され、これが商標の全体構成の中心部分をなすとの位置づけを否応なくアピールするのに対し、「VENTURE」の文字部分は、底辺部で「遊」を支える台座のような印象を与える外観となっている。

（３）引用商標の各構成部分を比較すると、文字の大きさの違いからくる「遊」の文字部分の圧倒的な存在感、書体の違いからくる訴求力の差、全体構成における配置から自ずと導かれる主従関係性、称呼及び観念において一連一体の文字商標と理解すべき根拠も見出せない等の事情を総合すると、引用商標に接した取引者、需要者は、「遊」の文字部分と「VENTURE」の文字部分を分離して理解し、中心的な構成要素として強い存在感と訴求力を発揮する「遊」の文字部分を略称等として認識し、これを独立した出所識別標識として理解することもあり得る。これに対し、「VENTURE」の文字部分は、商標全体の構成の中で明らかに存在感が希薄であり、従たる構成部分という印象を拭えず、取引者、需要者がこれに着目し、引用商標の略称等として認識するということが、常識的に考え難く、引用商標の要部と認定することはできない。

被告は、「VENTURE」の文字も需要者、取引者が認識するに十分な大きさで書かれており、文字の大きさをもって「VENTURE」の文字部分が要部となり得ないとはいえない旨主張するところ、相対的な文字の大小関係があるにすぎない場合であれば、被告の上記立論も首肯できるが、本件における「遊」の文字部分と「VENTURE」の文字部分との大きさの違いは、相対的な大小関係とは次元の異なるものである上、書体の違いからくる訴求力の差、配置上の位置関係からくる主従関係性などの要素も総合すれば、被告の立論は本件に妥当するものとはいえない。

(4) 以上の認定判断を前提に、本願商標と引用商標の類否の判断をするに、全体観察を前提に検討すると、引用商標の「遊」の文字の有無の違いに対応して、外観、称呼、観念のいずれにおいても大きく異なり、類似性を肯定することはできない。引用商標の「遊」の文字部分と「VENTURE」の文字部分を分離観察の上、「遊」の部分を要部として類否判断をした場合に、本願商標との類似性が認められないことは言うまでもない。